第十規則　プラカードの掲示、廃物管理計画及び廃物記録の保持

1

1.1　全長十二メートル以上の船舶及び固定され、又は浮いているプラットフォームには、乗組員及び旅客に対し第三規則から第六規則までに定める排出要件を示すプラカードを掲示する。

1.2　プラカードには、乗組員の常用語で記載するものとし、また、旗国以外の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事する船舶の場合には、当該船舶の乗組員の常用語に加えて英語、フランス語又はスペイン語で記載する。

2　総トン数百トン以上の船舶、十五人以上の人員の搭載を認められた船舶及び固定され、又は浮いているプラットフォームには、廃物管理計画を備えるものとし、乗組員はこれに従うものとする。この計画は、廃物の最小化、収集、貯蔵、処理及び処分のための手順（船上設備の使用の手順を含む。）を書面により定めるものとする。また、この計画においては、その実施を担当する者を指定する。当該計画は、国際海事機関により作成される指針に基づくものとし、乗組員の常用語で記載する。

3　旗国以外の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事する総トン数四百トン以上の船舶及び十五人以上の人員の搭載を認められた船舶並びに固定され、又は浮いているプラットフォームには、廃物記録簿を備える。廃物記録簿は、船舶の公式の航海日誌の一部であるか又はその他の形式であるかを問わず、付録に定める様式のものでなければならない。

3.1　海洋若しくは受入施設への排出又は完了した焼却は、速やかに廃物記録簿に記録され、排出又は焼却が行われた日に担当職員が署名する。記載が完了した廃物記録簿のページには、船長が署名する。廃物記録簿には、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語で記載する。その記載が船舶の旗国の公用語でも行われている場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

3.2　排出又は焼却の記載には、日時、船舶の位置、廃物の種類及び排出され、又は焼却された見積量を含める。

3.3　廃物記録簿は、船舶又は固定され、又は浮いているプラットフォーム内に備えるものとし、合理的なときにはいつでも容易に検査することができるような場所に備える。同記録簿は、最後の記載を行つた日から少なくとも二年間保存する。

3.4　第七規則に定める廃物の排出又は偶発的な流失があつた場合には、船舶の位置、排出又は偶発的な流失の状況及び理由、排出され、又は流失したものの詳細並びに排出若しくは偶発的な流失を防止し、又は最小にするためにとられた合理的な予防措置を廃物記録簿（総トン数四百トン未満の船舶の場合には公式の航海日誌）に記載する。

4

主管庁は、次のものについて、廃物記録簿の要件を免除することができる。

4.1　一時間以内の航海に従事する船舶であつて十五人以上の人員の搭載を認められたもの

4.2　固定され、又は浮いているプラットフォーム

5

締約国の政府の権限のある当局は、この第十規則が適用される船舶が当該締約国の港又は沖合の係留施設にある間、その船舶に備えられている廃物記録簿又は船舶の公式の航海日誌を検査することができる。当該権限のある当局は、これらの記載の写しを作成することができるものとし、その船舶の船長に対しそれが真正な写しであることを証明するよう要求することができる。こうして作成された写しであつて廃物記録簿又は船舶の公式の航海日誌の記載の真正な写しとして船長が証明したものは、いかなる訴訟手続においても、その記載が述べている事実の証拠とするにおいてもこの5の規定に基づいて権限のある当局が行う廃物記録簿又は船舶の公式の航海日誌の検査及び証明された写しの作成は、航海に不当な遅延を生じさせることのないようできる限り速やかに行う。

6

第七規則1.3及び1.4に規定する漁具の偶発的な流失又は排出であつて海洋環境又は航行に相当な脅威をもたらすものは、その船舶の旗国に通報する。そのような流失又は排出が沿岸国の管轄の下にある水域で発生した場合には、当該沿岸国にも通報する。

付録　廃物記録簿の様式

船名……

船舶番号又は信号符字……

国際海事機関船舶識別番号……

期間……から……まで

1　序

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（MARPOL条約）附属書V第10規則の規定に従い、排出作業又は完了した焼却については、記録の保持が義務付けられている。この記録には、廃物の海洋、受入施設又は他の船舶への排出及び偶発的な流失を含む。

2　廃物及び廃物管理

「廃物」とは、あらゆる種類の食物くず、船内の廃棄物及び運航に関連して生ずる廃棄物、全てのプラスチック、貨物の残留物、焼却炉の灰、調理油、漁具並びに動物の死体であつて船舶の通常の運航中に生じ、継続的又は定期的な処分が必要となるもの（この条約の他の附属書に定義し、又はこれらに掲げる物質を除く。）をいう。廃物には、航行中に行われた漁ろう活動又は水産物の養殖活動（魚介類を養殖施設に配置するために輸送すること及び採捕された魚介類をそのような施設から加工のために陸地へ輸送することを含む。）の結果として生じた生鮮魚及びその一部を含まない。

関連情報については「MARPOL条約附属書Vの実施のための指針」も参照すること。

3　廃物の説明

廃物記録簿（又は船舶の公式の航海日誌）において、廃物は、次の種類に分類される。

A　プラスチック

B　食物くず

C　船内の廃棄物

D　調理油

E　焼却炉の灰

F　運航に関連して生ずる廃棄物

G　貨物の残留物

H　動物の死体

I　漁具

4　廃物記録簿への記載

廃物記録簿への記載は、次のそれぞれの場合に行う。

4.1.1　廃物を陸上の受入施設又は他船に排出する場合

4.1.1.1　排出の日時

4.1.1.2　港湾、施設又は船名

4.1.1.3　排出された廃物の種類

4.1.1.4　種類ごとの排出見積量（立方メートル単位）

4.1.1.5　作業の担当職員の署名

4.1.2　廃物を焼却する場合

4.1.2.1　焼却の開始及び終了の日時

4.1.2.2　焼却の開始時及び終了時の船舶の位置（緯度及び経度）

4.1.2.3　焼却された廃物の種類

4.1.2.4　焼却見積量（立方メートル単位）

4.1.2.5　作業の担当職員の署名